

## 緊急時対応に係る訓練基本方針の策定について

令和3年4月21日  
原子力規制庁

令和2年度第41回原子力規制委員会（令和2年12月2日）及び第52回原子力規制委員会（令和3年1月27日）において、緊急時対応に係る訓練基本方針（以下「基本方針」という。）の策定について諮り、了承をいただいた。

今般、別添のとおり基本方針を策定することとしたい。なお、今後は以下のスケジュールで基本方針に沿った取組を進めることとする。

プラント班では、これらの取組を先行して検討していることから、参考として令和3年度訓練活動計画のイメージを示す。

### ＜今後のスケジュール＞

- (1) 4月から6月を目途に基本方針を踏まえ、以下を実施。
  - 1) 各要員に共通の訓練・研修を示す。
  - 2) 各要員は、自身が参加する訓練・研修を計画する。
- (2) (1)を踏まえた原子力規制庁の取組については、原子力規制委員会のマネジメントシステムにおいて管理する。

### 【添付資料】

別添 緊急時対応に係る訓練基本方針

### 【参考資料】

- 参考1 令和3年度プラント班の訓練活動計画のイメージ
- 参考2 緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)の策定及びその後の訓練・研修の進め方について【令和3年1月27日 第52回原子力規制委員会資料】

## 緊急時対応に係る訓練基本方針

令和3年月日  
内閣府政策統括官（原子力防災担当）  
原子力規制庁長官

東京電力福島第一原子力発電所事故から得た教訓を風化させることなく継承し、原子力事故又は原子力災害（以下「原子力災害等」という。）の発生時において緊急時対応が適切に行えるよう、平時から組織的かつ継続的に緊急時対応能力の維持・向上に努めることが必要である。

このため、内閣府政策統括官（原子力防災担当）付及び原子力規制庁（以下「両組織」という。）の各職員が緊急時対応の重要性を自覚して、着実に訓練及び研修（以下「訓練等」という。）に取り組むことができるよう、緊急時対応に係る訓練基本方針（以下「訓練基本方針」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 理念

- ① 両組織は、原子力災害等が発生した際に行う緊急時対応の中心的組織であり、原子力災害等から国民の生命、身体及び財産を保護することに万全を期するため、一致団結して真正面から緊急時対応にあたらなければならない。
- ② このため、両組織は、原子力災害等はいつでも起こり得るという認識のもと、あらゆる事態に的確かつ柔軟に対処できるようにするため、職員が平時から訓練等を積み重ねて緊急時対応に必要な能力及び心構えを体得できるよう訓練等の実施に努める必要がある。

### 2. 各職員の基本姿勢

- ① 両組織の職員は、どの部署に所属していても、原子力災害等が発生した際には緊急時対応の中心的要員となるものであることを自覚し、原子力災害等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急時対応に真正面から取り組むものとする。
- ② 両組織の職員は、原子力災害等に関する知識を広く習得し、専門性を向上させることを旨として、いかなる事態にも的確かつ柔軟に対処できるよう日々自己研鑽に努めるものとする。
- ③ 機能班及びその他緊急時対応組織（以下、「機能班等」という。）に所属する要員（以下「各要員」という。）は、原子力災害等の発生に即応する責務を有することを自覚しなければならない。

### 3. 緊急時に必要とされる能力

- ① 両組織の幹部は、緊急時においてリーダーシップを発揮して、緊急時対応組織をマネジメントし、かつ、原子力災害等対応時の意思決定に直接貢献できる能力を有することが求められる。

- ② 機能班等の長及びその代理並びにこれに準ずる要員（以下「機能班長等」という。）は、各機能班等の役割を十分理解した上で、その役割を果たせるよう優先順位をつけて機能班等のマネジメントを行うとともに、原子力災害等対応時の意思決定に資する情報提供や助言を行う能力を有することが求められる。また、他の機能班等との関係性やオンサイト対応とオフサイト対応の関係性を理解した上で、必要な連携を図る能力も求められる。
- ③ 各要員は、原子力・放射線に関する基礎的な知識、原子力規制や原子力防災に係る法的知識、緊急時対応で使用するシステム・機器の操作、コミュニケーションや資料作成など、与えられた役割を果たすために必要な能力を有することが求められる。

#### 4. 能力維持・向上の取組

- ① 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）及び原子力規制庁長官官房緊急事案対策室長（以下「訓練担当管理職」という。）は、各要員が3. の能力を維持・向上させるために必要となる各機能班等に共通する訓練等の計画（以下「共通訓練・研修計画」という。）を示すとともに、訓練等の実績を踏まえ、これを不断に見直す。
- ② 両組織は、共通訓練・研修計画に基づいて訓練等を着実に実施する。原子力災害等発生時以外の緊急時においても、当該緊急時への対応に支障のない範囲で訓練等を実施するとともに、各要員以外の両組織の職員、他府省庁等所属の各要員に対しても、訓練等の機会を積極的に付与する。
- ③ 機能班長等は、①の共通訓練・研修計画を踏まえ、これ以外の訓練等があれば、所属の要員が参加すべき訓練等リストとして、上記①に追加して示す。
- ④ 各要員は、①及び③を踏まえ、自身が参加する訓練等を記載した訓練・研修参加計画を作成し、これに基づき訓練等に参加する。
- ⑤ 各要員の所属部署の上長等は、各要員が訓練等に参加しやすい環境を作り、訓練等へ参加することを奨励する。
- ⑥ 両組織の幹部は、積極的に訓練等に参加し、両組織の職員に範を示すものとする。
- ⑦ なお、両組織は、実際の対応にまさる能力向上の機会はないことを自覚し、自然災害対応や感染症対応などにおける実際の対応からも訓練の改善など原子力災害等への対応に応用可能な教訓を得るよう努めるものとする。

#### 5. マネジメント

- ① 各要員は、各年度半期ごとの人事評価（業績評価）の目標設定の際、自身の訓練・研修参加計画を人事評価者及び機能班長等に提出する。
- ② 人事評価者及び機能班長等は、各要員の役割や力量を踏まえ、①により各要員から提出された訓練・研修参加計画を確認する。
- ③ 各要員は、年度半期ごとの人事評価（業績評価）の際、訓練等の参加状況、平時からの自己研鑽、要員としての活動等を踏まえた力量の自己評価を行

い、人事評価者に報告するのに合わせ、機能班長等に対しても報告を行う。

- ④ 人事評価者は、年度半期ごとの人事評価（業績評価）の際、各要員から報告される訓練等の参加状況等や力量の自己評価を確認し、必要に応じ、機能班長等から意見を求め、人事評価に反映する。
- ⑤ 機能班長等は、③の報告や当該機能班等の活動状況等を踏まえて、必要に応じ、各要員に対し指導・助言を行う。
- ⑥ 機能班長等は、訓練等の結果や各要員の意見等も踏まえて、必要に応じ、各訓練等の内容について課題や改善策を所属する組織の訓練担当管理職に提案する。
- ⑦ 訓練担当管理職は、⑥の機能班長等からの提案等も踏まえ、次年度の共通訓練・研修計画を策定する。
- ⑧ 訓練担当管理職は、年度重点計画など各組織のマネジメントシステムの中で、訓練基本方針に基づく取組について評価を実施し、取組全般について効果的かつ効果的に実施されるよう、協力して不断に改善を図る。

## 6. その他

訓練基本方針に関する事務は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）付及び原子力規制庁長官官房緊急事案対策室が連携して行い、必要に応じて調整するものとし、訓練基本方針の運用に必要な事項は、訓練担当管理職が別途定める。